



日本学術会議の新会員任命拒否に抗議し国会前に集まった大学関係者と市民ら。その中に戒能さんの姿もあった。(2020年11月3日)

### 日本学術会議会員任命拒否の理由

2020年10月、日本学術会議が新規会員候補として推薦した105名中、6名の任命を菅首相により拒否されたことが明らかになった。それから3カ月以上経過するが、首相は任命拒否の理由を明らかにしていない。かたくなに説明を拒否すればするほど、政権の政策に異を唱える研究者を排除することにとどまらず、学術会議そのものの解体・弱体化が本音ではないかと疑いたくなる。

国会審議で任命可否の判断基準を問われると、首相の答弁は「総合的・俯瞰的観点」から「多様性」や「所属大学の偏り」へと目まぐるしく変化していった。

特に、多様性を図ることが判断基準だとすると、任命拒否された研究者には女性や会員候補が1人だけの私立大学の研究者が含まれており、誰でもその矛盾に

# 刑法再改正と日本学術会議の意義

お茶の水女子大学名誉教授 戒能 民江

かいのう・たみえ

すぐ気づく。女性会員を増やす努力の結果、学術会議会員の女性比率は37%を超えており、国の男女共同参画基本計画では達成できなかった「202030」(2020年までに管理職や国会議員などの比率を3割にするという政策目標)をとうに達成している。

また、若手研究者については「若手アカデミー委員会」を設置して、若手科学者の観点からの提言や意見交流活動などが活発に行なわれている。多様性の欠如は、日本の学問研究の世界における「中高年の男性支配」の構造自体に起因するのであり、政治の世界の問題でもあることを、首相は棚上げしている。

### 「学問の自由」と日本学術会議

第二次世界大戦前の滝川事件や天皇機関説事件という「悪しき経緯」から、日本国憲法は明治憲法にはなかった「学問の自由」を規定した(23条)。「学問の自由」をわざわざ憲法に規定したのは、誰もが「国家からの不当な干渉なしに自由に学問研究できるように保障」し、その「保障を確固たるものとする」ために「大学の自治」や「学術機関の独立性・自律性を制度的に保障する」必要があったからである(民主主義科学者協会法律部会)。

日本学術会議の問題は「市民とは関係がない、学者さんが既得権を守ろうとしているだけだ」というネットの声もあるが、そうだろうか。「学問の自由」は思想信条の自由や表現の自由などとともに、「人が人たるがために」「良き市民」や「立派な主権者であるために」絶対的に必要な精神的自由であるからこそ、権力の介入を防ぐために特別の保護を与えたのである(奥平康弘東大名誉教授)。学会や大学などを超えた学術研究の共同体である学術会議の自律性を奪おうとする政治権力に歯止めが利かなくなれば、市民の精神的自由に影響が及ぶことは目に見えている。だから、短期間に学会

大学のみならず映画人や宗教者を含めて多くの団体や個人が抗議声明を表明しているのだ。

政権の思惑通りの社会にしたいがために、時の政治権力がまず学問の自由を奪う歴史は、今も繰り返されている。

世界に目を向けると2018年10月、ハンガリー首相は政令により、2019年以降、ジェンダー研究の修士課程認定を取り消すとした。その結果、ジェンダー学専攻のある大学がEU内の他国に移転せざるを得なくなり(亡命大学)、政府に抵抗した研究者にはおぞましい内容の脅迫メールが送りつけられたという(『世界』2019年12月号、「シンポジウム学問の自由とジェンダー研究」)。また、2020年5月には、出生時に登録を義務付けられた生物学的性別の変更を認めない法案が可決されている。「個人と家族、国家の関係」に迫るジェンダー研究の「政治的意味」(前掲『世界』)を考慮すれば、2000年代初めのバックラッシュを想起するまでもなく、日本も他人ごとではない。

### 刑法再改正と学術会議の提言

日本学術会議は「日本学術会議憲章」で、「科学に基礎づけられた」情報や勧告、見解を発信して、「公共政策と社会制度のあり方に関する社会の選択に寄与する」と定める。2020年の「コロナ禍」の下でも多様な分野・専門領域に関する提言や報告などが発信された。

学術会議第一部(人文・社会科学)の法学委員会ジェンダー法分科会は、提言「同意の有無」を中核に置く刑法改正に向けて「性暴力に対する国際人権基準の反映」を社会学委員会などと共同で発出した(2020年9月)。同提言の核心は、同意の有無を犯罪成立の要件とする段階的な刑法再改正を提案しているところにある。「国際基準に則り」「少なくとも『同意の有無』を中核に置く規定(『No means No』型)」に改正す

べきだとし、「その上で『性的自己決定権』の尊重という観点から、可能な限り『Yes means Yes』型(スウェーデン刑法)をモデルとして刑法改正を目指すことが望ましい」とする。

そのためには、現行刑法の「暴行脅迫」(177条)および「抗拒不能」(178条2項)要件を外すことが必要だとする。暴行脅迫要件があるために、同意のない性行為が起訴されず、無罪にすらなってきたからである。2017年の刑法改正後の施行状況に関する法務省の調査でも、抵抗の程度が不十分だとした暴行脅迫があったと認められずに不起訴になった裁判例が多い。

さらに、2017年の刑法改正で実現しなかった、性交同意年齢の引き上げや配偶者レイプの明記、地位利用規定の創設、公訴時効の撤廃・停止などにも取り組むべきだとする。

### 不同意性交罪の成立をめざして

2019年3月の名古屋地裁岡崎支部判決は、父親から性虐待を受け続けてきた女性が性交に同意していなかったことを認めながら、「抗拒不能とまでは言えない」と父親を無罪とした(2020年3月名古屋高裁で逆転有罪、同年11月最高裁で有罪確定)。女性たちの怒りはフラワーデモを生み出し、「同意のない性行為は犯罪だ」という声が広がってきた。

また、国際基準に即した立法が必要である。欧州評議会のイスタンブール条約(2011年)は、自由意思に基づく自発的同意を性暴力の構成要件としており(36条)、同条約に基づいて、欧州諸国では刑法改正が行なわれている。現在、当事者や支援者も加わった「性犯罪に関する刑事法検討会」(法務省)が審議を重ねているが、被害者本位の立場から、暴行脅迫要件を廃止して「不同意性交罪」の創設に踏み出すべきであろう。はっきり「No」と言わ(え)ないことが、「Yes」ではないのだから。